東日本大震災の被害で
住めなくなった家の住宅ローンの
返済をどうしたらいいんだろう…

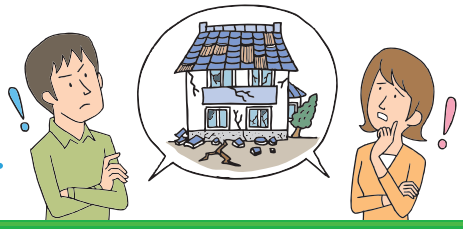

新しい家を建てるのに
新たに借り入れ
できるのかしら？

［個人版私的整理ガイドライン］
被災ローン減免制度をご存知ですか？

9コマでわかる、被災ローン減免制度！

❶

残った住宅ローンの返済をどうしよう。
破産などの法的な手続きを
してしまうと信用情報機関へ
登録されてしまうし、困ったなあ…

❷

お待ちください！
「被災ローン減免制度」を
利用すると信用情報機関への
登録などの不利益を
回避することができるんです。

❸
それは知らなかった！
これで新たに借り入れや
クレジットカードが
作れるんだね。

❹
でも、
弁護士費用って
どれくらい
かかるのかしら？

❺

心配ございません。
弁護士費用は
すべて国が負担します。

❻
それじゃ、安心して
手続きができるわね。

❼
でも、さすがに手元にある
お金は全て住宅ローンの
返済に充てなきゃ
いけないんでしょ…

❽

そんな事はございません。
義捐金などの他に
上限500万円を目安に
手元に残せるんです。

❾
よかった！
これで
生活再建に向けて
スタートできるね！

［個人版私的整理ガイドライン］被災ローン減免制度とは、住宅ローンなどの免除を受けることができる制度です。

（注）債務の免除には、一定の要件を満たすことが必要となります。

被災ローン減免制度を
利用するメリット

1. 個人信用情報の登録などの不利益を回避できます。
2. 国の補助により弁護士費用はかかりません。
   （注）運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。
3. 手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されています。
   義捐金等は、上記500万円とは別に手元に残すことができます。
   （注）被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

くわしくは裏面へ！

無料相談会開催!!

裏面にモデルケースを記載しておりますのでご覧ください。

■［個人版私的整理ガイドライン］被災ローン減免制度を利用した場合のモデルケース

例えば　Sさん（男性・宮城県）のケース

●東日本大震災で自宅が半壊となり、現在借上げ住宅に居住している。

●震災により収入が減少し、借上げ住宅を退去する際には家賃負担も発生することから、今後の返済について不安になった。居住できなくなった自宅の住宅ローンをどうにかしたいとの思いから被災ローン減免制度の利用を検討し、弁護士に相談した。

■ 制度成立前の借入残高

○○銀行（住宅ローン）　借入残高：2600万円

↓ 制度成立後

■ 制度成立後の借入（債務）免除結果

○○銀行（住宅ローン）　借入残高：800万円　免除額：1800万円

↑自宅売却金一括返済700万円+分割返済100万円（毎月3万円返済）

結果　自宅を処分※することとしたが、**1800万円の借入の免除**を受けることができた。

※自宅を処分せず免除を受けられるケースもあります。

弁護士に制度利用の相談ができる！

［個人版私的整理ガイドライン］被災ローン減免制度

無料相談会開催

日　時　平成25年2月24日（日）13:30～15:30

場　所　陸前高田市役所 4号棟 第6会議室
（岩手県陸前高田市高田町鳴石42-5）

内　容

①被災ローン減免制度の説明会（予約不要）
岩手弁護士会所属弁護士、個人版私的整理ガイドライン運営委員会担当者が、制度についてわかりやすく説明します。

②個別相談会　**事前予約制**
岩手弁護士会所属弁護士がご相談に応じます。
個別相談会をご希望の方は**平成25年2月22日（金）までに**下記連絡先にお電話にてお申込みください。

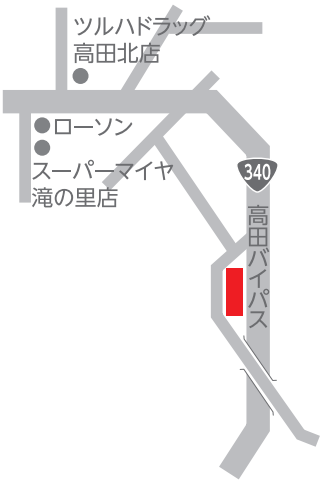

※説明会の会場はお席に限りがございますので、ご了承ください。
※個別相談会へのお申込が定員を超えた場合は、別途日程をご相談させていただくことになりますのでご了承ください。

個人版私的整理ガイドライン運営委員会岩手支部

TEL 019-606-3622

［受付時間／平日9:00～17:00］

■主催／岩手弁護士会、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会、東北財務局盛岡財務事務所
■共催／岩手県、陸前高田市、住宅金融支援機構、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、気仙沼信金、東北労金、JAおおふなと、JF岩手信漁連